



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 46 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務 (都市計画課) の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### 公布された条例等のあらまし

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則第70号)

- 1 規則の概要  
引用する条項の整理をすることとした。(表第 8 号関係)
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## 規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第70号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則 (平成12年島根県規則第12号) の一部を次のように改正する。

本則の表第 8 号右欄の 1 中「第 3 条第 7 号」を「第12条第 7 号」に、「第 7 条第 1 項第 4 号」を「第17条第 1 項第 4 号」に改め、同欄の 2 中「第 5 条の 2 第 2 項」を「第15条第 2 項」に、「第 9 条第 3 号」を「第19条第 3 号」に改め、同欄の 3 中「第 8 条」を「第18条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



